

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
IV 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	<主要な業務実績> 中期目標期間における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、新たな政策課題に対応する体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、震災復興支援業務及び宅地業務の収束に伴う戻り分を、DXや脱炭素化、子育て支援等の新規施策の推進、情報セキュリティの強化、地方都市等の再生、都市再生に係る新規事業組成、災害からの復旧・復興支援、UR賃貸住宅の団地再生の推進等の重点業務へ適切に配置するなどした。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、II-2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行い、宅地業務の収束や震災復興支援業務の事業完了に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、DXや脱炭素化、子育て支援等の新規施策の推進、情報セキュリティの強化、地方都市等の再生、都市再生に係る新規事業組成、災害からの復旧・復興支援、UR賃貸住宅の団地再生の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	評定		評定	
			管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。また、研修の実施等により経営管理に対する意識の更なる強化を図った。	管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。				
	2. 業務の電子化 政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁	2 業務の電子化 情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。		IT基盤の整備については、令和元年度は、情報セキュリティ対策の強化のためインターネット分離基盤を整備し、ウェブ分離機能及びメール無害化機能を令和2年2月に導入した。 令和2年度は、分譲管理・宅地管理システム及び共益費管理・水道管	分譲管理・宅地管理システム、保全・点検管理システム、共益費管理・水道管理システム、家賃管理・収納管理システムを稼働させ、さらにインターネット分離基盤の導入、社内ネットワークシステムのグループウェアを刷新及び職員PCの仮想環境化を実施することで適時適切な			

<p>が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行うこと。</p>	<p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、システムの適切な整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>		<p>理システムを令和3年1月に稼働させ、加えて意思決定手続きの迅速化のため電子決裁システムを導入した。</p> <p>令和3年度は、平成9年度から約25年間利用した社内ネットワークシステムのグループウェアを令和4年3月に刷新するとともに仮想環境(VDI:Virtual Desktop Infrastructure)を構築し、端末側にデータが保存されない仕様としたシンクライアントパソコンを全役職員に対して配布(R3.12)することで、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態を実現した。</p> <p>令和4年度は、保全・点検管理システムを令和4年6月に稼働させ、加えてシステムの整備及び管理に当たって「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」を一部改正し、PMOの設置等、体制の整備に着手するとともに、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和4年4月20日最終改定)を参考に手順書を作成した。また、動画配信機能を用いた研修・情報共有やTeamsのコミュニケーション機能の更なる利活用の促進を図り、業務の効率化・生産性の向上を実現した。</p> <p>令和5年度は、次期インターネット分離システムの構築に着手し、加えて家賃管理・収納管理システムを稼働させた。また、システムの整備及び管理に当たっては、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、手順書に基づき、システムの整備及び管理を行うPJMOに対する支援を開始した。</p>	<p>情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、システムの整備及び管理に当たって「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」の一部改正及び手順書を作成した。それらに基づきPJMOに対する支援を開始し、PMOの設置等の体制整備を行った。</p> <p>併せて、電子決裁システムの導入や全役職員へのシンクライアントパソコンの配布により、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、意思決定手続の迅速化等業務の効率化・生産性の向上及びテレワーク等の勤務形態を実現した。</p>	
--	---	--	--	--	--

			<p>また、デジタル技術を活用したより良いサービスの実現や業務の改善を推進するため、機構における推進体制を整備した上で、令和4年2月に基本方針となる「DX推進方針」を、令和6年3月に当該方針の行動計画となる「DXアクションプラン」を策定した。</p> <p>機構ホームページについて、「ソーシャルメディア公式アカウント一覧」を公開し、各ページのウェブアクセシビリティの向上に向けた対応を開始した。</p> <p>高齢者や障がい者を含め、誰もが機構のホームページを支障なく利用できるようにすることに関する方針（ウェブアクセシビリティ方針）を公表した。方針に定める目標を達成するために、ホームページの対応状況の検査、問題点の洗い出し、改善をするとともにウェブアクセシビリティガイドラインを作成し、職員研修の実施などの運用体制を令和3年3月に構築した。</p> <p>顧客ニーズの多様化へ対応した利便性向上のため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく施策として、機構ホームページ全ページ検査によって検出された約30万箇所の要改修箇所の対応を令和3年11月に完了した。以後、毎年度、全ページ検査を行い、改修を継続した。また、ホームページ担当者向けのウェブアクセシビリティ研修を令和3年7月に開催し、以後、毎年度継続することで、職員対応力の向上を図った。</p> <p>令和元年度から機構におけるBIMの導入に向け新築・保全の両分野において検討を行い、新築分野に</p>	<p>また、政府におけるデジタル庁発足等の世の中の急激な変化等に対応するため、基本方針となるDX推進方針及び行動計画となるDXアクションプランを策定し、DX施策を推進する人材を確保・育成しつつ、サービスの向上や、RPA導入などの業務効率化に資するDX施策を推進した。</p> <p>機構ホームページについて、令和2年度公表したウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ホームページを改善し、ウェブアクセシビリティの基本的対応を完了した。</p> <p>以後、毎年度、検査及び改修を行い、ウェブアクセシビリティの向上に努めた。</p> <p>BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスの</p>	
--	--	--	---	---	--

			<p>については、「集合住宅設計B I Mガイドライン」及びB I Mデータ類を令和5年5月に公開した。</p>	<p>DXの推進に寄与した。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減(計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	▲3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減(実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	+24.55%	▲3.01%	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
3. 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 令和5年度末までに新規事業着手段階の77地区全てについて、リスクの抽出とその軽減・分担方を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否の判断を行った。 ② 令和5年度末までに事業実施段階の全ての地区(265地区)について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。 事業評価実施規程等に基づき、令和5年度末までに、新規採択時評価19件、再評価25件、事後評価12件を実施した。 再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠> II-3 (1)(2)、II-4 評定：B 令和5年度末までに、新規事業着手段階の77地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、令和5年度末までに、事業実施段階の265地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性の判断を実施した。 事業評価実施規程等に基づき、令和5年度末までに、新規採択時評価19件、再評価25件、事後評価12件を実施した。 うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	評定	評定	
(2) 事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。						
4. 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費(人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。)について、継続的に縮減に努	4 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費(人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。)について、継続的に縮減に努	<主な定量的な指標> ・一般管理費(人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。)について、継続的に縮減	<主要な業務実績> <主な定量的な指標> 一般管理費については、継続的な経費の縮減に努めたことにより、平成	一般管理費については、継続的な経費の縮減に努めたことにより、平成30年度比で3%以上に相当する額の削減を達成した。			

<p>努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。 	<p>30年度比で3%以上に相当する額を削減した。</p> <p>また、事業費については、主に以下の施策を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市場動向調査による適正コストの把握、契約実績分析による調達の現状把握を実施。 ② 工物品質の維持に留意しつつ、工事発注の大括り化を推進。 ③ 総合評価方式において、施工計画の提案を求めず発注者・受注者双方の事務負担の軽減を図る「施工能力評価型」を導入。 ④ 総合評価方式（建築・設備部門）において、競争参加者の事務負担を軽減し、参入障壁の低減を図る「提案採用型」や、地元企業の競争参加を促す「地方都市再生事業版」を導入。 ⑤ 従来から実施していた、工事契約から着工までに余裕期間を持たせることで受注者が対応しやすくするフレックス方式を余裕期間制度3方式として拡充。また、余裕期間の上限を拡大し、応札勸奨を推進。 ⑥ 工事発注予定情報の公表について、公表回数増加、情報の追加を図るとともに、3か年度分の中長期工事見通しの公表を開始。 ⑦ 入札前に競争参加者と技術交渉を行う「入札前技術交渉方式」について、競争参加者からの技術提案をより多く採用することができるよう見直しを行い、工事発注において適用。コスト削減を図りながら工事落札を実現。 	<p>市場や調達環境の分析、入札契約方式の見直し、発注の効率化等の各種施策により事業の効率的な執行とコスト構造の一層の改善を図った。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	
---	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
5. 入札及び契約の適正化の推進 機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。 また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。	5 入札及び契約の適正化の推進 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。 また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。	<主な定量的な指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。	<主要な業務実績> 1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動 ・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。 ・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。 2 「調達等合理化計画」の着実な実施 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。 また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。	<評定と根拠> II-5 評定：B 談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。 「調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。 また、本計画の策定及び自己評価に当たっては、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。	評定	評定	
							3 入札及び契約の適正な実施 監事の監査によるチェックを受

			けた。	受けた。 以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。		
--	--	--	-----	--	--	--

4. その他参考情報						
無し。						